

第13節 警報設備、避難設備の基準

1 警報設備の設置の留意事項【危政令第21条、危規則第36条の2、第37条、第38条】

警報設備の設置については、危政令第21条の規定によるほか、次によること。

- (1) 危規則第38条第1項第1号に規定する「延べ面積」は、危規則第30条第1号に規定する製造所等の建築物の床面積の合計をいい、屋外の工作物の設置面積は含めないものであること。
〔H1.3.22消防危24〕
- (2) 危規則第38条第1項第1号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部には、換気又は排出設備のダクト等の床又は壁の貫通部分が含まれるものであること。
ただし、当該貫通部分に防火上有効なダンパー等を設けた場合は、危規則第34条の「消火困難な製造所等」に該当するものであること。
- (3) 危規則第37条第2号に規定する「消防機関に報知ができる電話」は、製造所等に設置されていなくても、同一敷地内のうち速やかに通報ができる位置に設置することでよいものであること。
- (4) 危規則第37条第2号に規定する「消防機関に報知ができる電話」は、危政令第23条を適用し、ア又はイの要件を満たし、かつ、係員が携帯電話を保有している場合については、危規則第37条第2号の設備を設置しているものとして扱うことができる。〔R7.7.30消防危181〕
ア 製造所等の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内であること。
イ 法第11条第5項に規定する完成検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できること。

2 自動火災報知設備の技術上の基準

自動火災報知設備の基準の細目は、危規則第38条第2項によるほか、次によること。

- (1) 感知器の設置は、施行規則第23条第4項から第7項までの規定の例によること。〔H1.3.22消防危24〕
- (2) (1)に定めるもののほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。〔H1.3.22消防危24〕
- (3) 屋内給油取扱所に自動火災報知設備を設置した場合、閉店後、警備会社に警備を委託しても差し支えないこと。〔H1.5.10消防危44〕
- (4) 一面開放の屋内給油取扱所（上階なし）の自動火災報知設備の感知器の設置場所は、事務所等壁、床で区画された部分のほか給油等の作業場も含まれるものであること。〔H1.5.10消防危44〕
- (5) メタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノールの火災が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災警報装置を設置することが望ましいこと。〔H6.3.25消防危28〕
- (6) 前記によるほか、自動火災報知設備の設置については、「さいたま市消防用設備等に関する審査基準」の規定を準用すること。●

3 避難設備の技術上の基準【危政令第21条の2、危規則第38条の2】

避難設備として誘導灯を設置する場合については、危政令第21条の2及び危規則第38条の2の規定によるほか、次によること。〔H1.3.3消防危15〕

- (1) 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見とおせるものであること。なお、誘導灯の区分はA級、B級、C級のいずれの種類のものでも差し支えないこと。
- (2) 非常電源は、20分作動できる容量以上のものであること。
- (3) 前記によるほか、誘導灯の設置については、「さいたま市消防用設備等に関する審査基準」の規定を準用すること。●

